

# 有料老人ホーム設置に係る手続きについて

## 1. 有料老人ホームの設置・運営について

高齢者を入居させ、「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービスを提供する場合は、老人福祉法に規定する「有料老人ホーム」に該当するため、老人福祉法やその他関連法令等を遵守しなければなりません。

また、東大阪市内で有料老人ホームを設置する事業者におかれましては、本市が定める「東大阪市内有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という）」を遵守した運営をお願いしています。

指針については、[本市ホームページ](https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000010576.html) (https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000010576.html) に掲載していますので、内容を確認のうえ、有料老人ホーム事業計画等を進めてください。

## 2. 有料老人ホームの設置に係る手続きについて

有料老人ホームを設置する場合、老人福祉法第 29 条第 1 項の規定により、あらかじめ設置届を提出することが義務付けられています。

届出については、次の①、②により手続きを行ってください。

### ① 事前相談

当該有料老人ホームが指針に適合しているかを確認するため、**着工前(建築確認申請前)**に事前相談を実施しています。

事前相談に必要な書類は次のとおりです。

### 【事前相談に必要な書類】

書類等	留意事項
1. 有料老人ホーム事前相談計画書(様式1)	所定の様式については、 <a href="#">本市ホームページ</a> (※1)よりダウンロードしてください。
2. 施設整備チェックリスト(様式2)	所定の様式については、 <a href="#">本市ホームページ</a> (※1)よりダウンロードしてください。
3. 平面図	各居室(※2)や食堂等の内法面積、廊下の幅員(両手すり設置後の内法)が記載されているもの。
4. 建物周辺地図	
5. その他参考資料(任意)	設置法人(運営法人)のパンフレット等、参考資料があればつけてください。

※1 <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000032522.html>

※2 居室については、便所・収納設備等を除く内法面積が必要。

上記書類をご準備のうえ、ご予約をお取りください。なお、事前相談は**設置法人(運営法人)**と行います。有料老人ホームの運営についてお尋ねする場合がありますので、対応できる方がお越しく下さい。

## ②設置届出書及び添付書類の提出について

事前相談を終えられた事業者におかれましては、有料老人ホーム設置届出書及び設置届出に係る添付書類を作成、準備し、提出してください。

添付書類一覧や所定の様式等は、[本市ホームページ](http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000032522.html)

(<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000032522.html>)に掲載しています。

なお、書類の審査、補正には期間を要します。手続きの流れや所要期間の目安等については、下記を参考にしてください。

## 3. 福祉部局における事前相談から事業開始までの流れ

### ① 事前相談予約

↓ 必要書類をご準備のうえ、ご予約をお取りください。

### ② 事前相談

↓ 窓口にて伺った事項をもとに協議を行い、10日程度で協議結果をお伝えします。書類の

↓ 補正等が必要な場合は、複数回協議を行う場合があります。

### ③ 事前相談結果

↓ お伝えする内容を踏まえたうえで、建築等に進んでください。

### ④ 建築確認申請

↓

### ⑤ 施設建築・改修等

↓ 着工

### ⑥ 設置届出予約

↓ 書類の審査、補正には2か月程度の期間を要します。なお、最初の予約日の段階で全ての

↓ 書類が揃っている必要はありません。(竣工前よりご準備していただけます)

### ⑦ 設置届受理

↓ 事業開始までに提出できる書類が全て揃い、補正等も完了した段階で受理します。

### ⑧ 設置届受理書交付

↓ 受理日より約1～2週間後、設置届受理書を交付いたします。

### ⑨ 開設

**【事前相談及び設置届出に関する問合せ・予約について】**

福祉部指導監査室介護事業者課

電話：06-4309-3318